

月 報 平成28年 2月号

し ろ い し

ハローワーク白石（大河原公共職業安定所白石出張所）

〒989-0229 白石市銚子ヶ森 37-8 TEL 0224-25-3107

12月の動き

☆ 求職の動き

- ・新規求職者数は118人で、前年同月比で一般が1.1%減、パートは22.2%減で、全体では7.1%の減少となった。
- ・月間有効求職者数は736人で、前年同月比で5.4%の減少となった。

☆ 求人の動き

- ・新規求人数は293人で、前年同月比で一般求人が7.9%減、パート求人は27.7%減となり、全体として13.8%の減少となった。
- ・新規求人（一般・パート全て）を産業別にみると、前年同月と比較して、製造業などが大幅増加したものの、卸売・小売業、建設業、医療・福祉などで大幅減少となった。
- ・月間有効求人数は790人で、前年同月比で2.9%の減少となった。

☆ 有効求人倍率の動き

- ・前年同月と比較して、有効求職者数、有効求人数ともに減少し、有効求人倍率は、前年同月と比較して0.02ポイント高い1.07倍となった。
なお、パートを除く一般の有効求人倍率は1.09倍、パートの有効求人倍率は1.04倍となっている。

厚生労働省発表の資料等の情報が
下記のホームページアドレスにて
ご覧になれます！

<http://www.mhlw.go.jp>

宮城労働局ホームページURL

<http://miyagi-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp>



一般職業紹介状況 平成27年12月内容

項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)	
求 職 関 係	新規求職者数	118	▲ 8.5	▲ 7.1	
	うち男	64	12.3	12.3	
	うち女	54	▲ 25.0	▲ 22.9	
	年齢別	～44歳	61	▲ 21.8	▲ 10.3
		45～54歳	18	▲ 25.0	▲ 18.2
		55歳～	39	44.4	5.4
	月間有効求職者数	736	▲ 8.1	▲ 5.4	
	うち男	376	▲ 7.4	▲ 6.0	
	うち女	360	▲ 8.6	▲ 4.8	
	年齢別	～44歳	382	▲ 6.4	1.3
		45～54歳	118	▲ 14.5	▲ 19.7
		55歳～	236	▲ 7.5	▲ 7.1
求 人 関 係	新規求人数	293	22.6	▲ 13.8	
	主要産業別	建設業	87	123.1	58.2
		製造業	32	3.2	14.3
		卸売・小売業	14	▲ 64.1	▲ 48.1
		飲食店・宿泊業	36	12.5	▲ 57.6
		医療・福祉	73	82.5	▲ 22.3
	月間有効求人数	790	▲ 9.8	▲ 2.9	
就 職 関 係	紹介件数	153	▲ 27.5	▲ 17.3	
	うち男	89	▲ 16.0	▲ 12.7	
	うち女	64	▲ 39.0	▲ 22.9	
	就職件数	70	▲ 12.5	▲ 2.8	
	うち男	30	▲ 28.6	▲ 21.1	
	うち女	40	5.3	17.6	

(パートを含む)

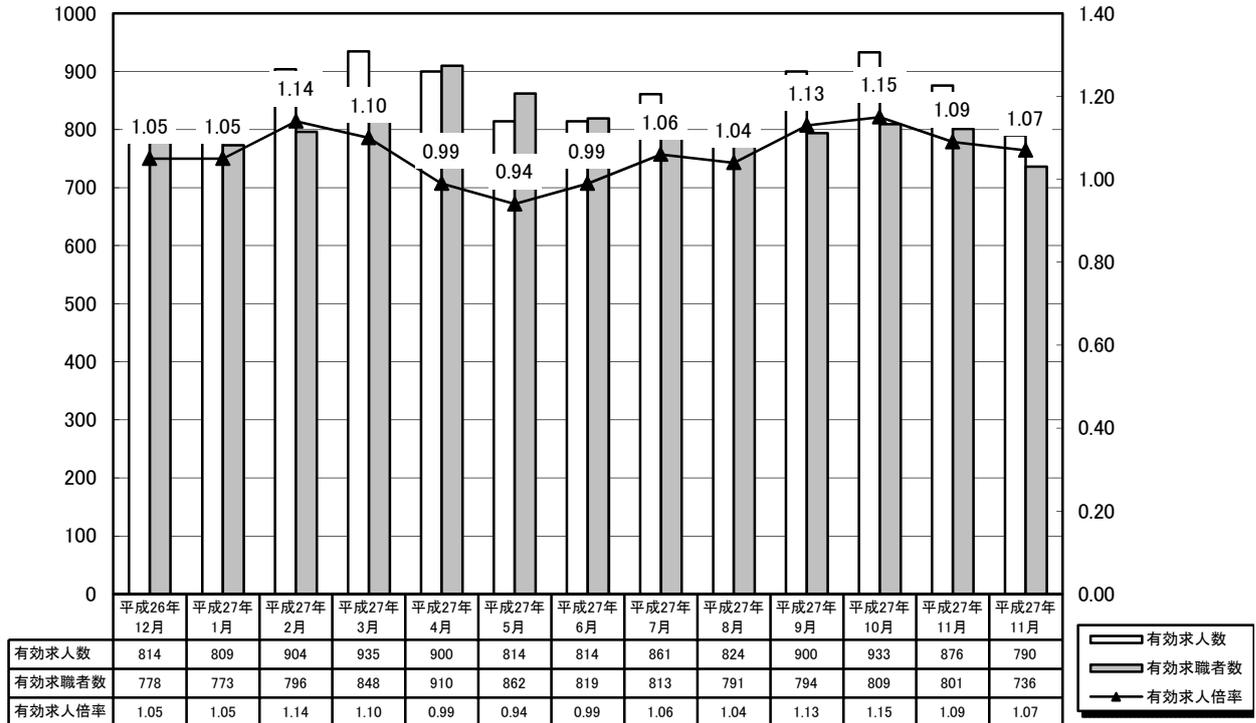
雇用保険取扱状況 平成27年12月内容

項 目		当 月	前 月	前年同月	
適 用 関 係	月 末 現 在 事 業 所 数	789	789	779	
	資 格 取 得 者 数	102	211	108	
	資 格 喪 失 者 数	109	117	107	
	月 末 現 在 被 保 険 者 数	11,251	11,256	10,906	
給 付 関 係	一般	受給資格決定件数	28	40	37
		受給者実人員	153	171	192
		支給金額(千円)	18,465	18,007	21,499
	高齢	受給者数	4	9	3
		支給金額(千円)	914	1,615	710
	特例	受給者数	14	0	30
		支給金額(千円)	2,625	0	5,245
	再就職 手 当	支 給 人 員	7	10	5
		支給金額(千円)	1,585	2,543	2,119

労働市場の動き（平成27年12月内容）

（数値は新規学卒・日雇関係を除き、パートを含む）

有効求人・求職者数及び求人倍率の推移



事業主のみなさま、再度ご確認を！！

～雇用保険の資格取得について～

雇用保険の適用要件は、

- ①『31日以上の雇用見込みがあること』
- ②『1週間の所定労働時間が20時間以上であること』

この要件に該当する労働者を雇い入れた場合は、雇い入れた日の属する月の翌月10日までに、雇用保険被保険者資格取得届を提出することが義務づけられています。

・・・注1

また、①・②の要件を満たしている場合、パート・アルバイト・試用期間・見習等の名称を問わず、雇い入れた日が雇用保険の資格取得日になります。

・・・注2

以上について再度ご確認いただき、適正な手続きをお願いします。

注1：この期限を過ぎてしまったからの手続きの場合、雇用契約書等の雇い入れが確認できる書類の添付が必要となります。

注2：試用期間経過後の加入ではなく、あくまでも雇い入れた日からの加入です。

詳しくは、ハローワーク白石（TEL0224-25-3107）へお問い合わせください。

事業主の皆様へ

雇用の分野で 障害者に対する差別が禁止され、 合理的配慮の提供が義務となります

「障害者の雇用の促進等に関する法律」を改正 平成 28 年 4 月 1 日から施行

<改正のポイント>

Point 1 雇用の分野での障害者差別を禁止

障害者であることを理由とした障害のない人との不当な差別的取扱いが禁止されます。

Point 2 雇用の分野での合理的配慮の提供義務

障害者に対する合理的配慮の提供が義務となります。

Point 3 相談体制の整備、苦情処理 紛争解決の援助

障害者からの相談に対応する体制の整備が義務となります。
障害者からの苦情を自主的に解決することが努力義務となります。

対象となる障害者は、

- ・ 障害者手帳を持っている方に限定されません。
- ・ 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能に障害があるため、長期にわたり職業生活に相当の制限を受け、または職業生活を営むことが著しく困難な方が対象となります。

ご不明な点があれば、お近くの都道府県労働局・ハローワークにお問い合わせ下さい。
また、詳細については、厚生労働省ホームページ「障害者雇用対策」に関係資料（障害者差別禁止指針、合理的配慮指針、解釈通知、Q & A、合理的配慮指針事例集など）を掲載しています。

障害者雇用対策

検索

